

地方丸例録

73  
470  
11

十一  
止

和装本

73  
470  
11



門 登  
號 470  
卷 11

地方凡例録卷之拾七

目録

一 民間令役通用始之奉

附 令役如朝出始之奉

佐渡令金山始之奉

伝長令甲甲令但馬南濠之奉

根札通用之奉

令根南目敷之奉

令可走之留敷之奉

令根府始之奉

一 根巡觸之奉



附本朝諸後始之車

九六後始之車

後之官同之何正之留之車

一 永發之車

一 度量衡之車

附斗捨之法之車

林座秤座之車

布丈尺始之車

一 分限技持之車

附技持米斗合車始之車

沖代安子久代出後技持法不用定之車

一 社倉之車

附常平倉之車

義倉之車

助師穀之車

社跡米之車

老幼技持之車

沖代官陣至川成不用定之車

地方創設録卷之拾壹

一

民間令報通用始事

此令報奉頒出始事

佐信國令山始事

佐長令并甲令但馬南濱事

報札通用事

令報南目始事

令百七与留教事

令報府始事

切物令報通用後吉六也の取制して用いたる也四紀

中不祥中古治業八砂令之角い又半令板<sup>ツカ子</sup>行て斬令と

以て切きし浪と用事ゆまひせし始り如る如今の判の小判  
山判は人主百代 後陽成院の御旨古國秀吉公代長  
元申年始り山判山判と判せし然も海内より浪未氏  
同海内自申ありしなり

大徳君沖代末長年中結令浪と心で大判山判と判  
浪浪江浪碑浪浪は亦ありと看出山判と判し且山判との判令下  
しく令浪府も始り海内自申あり令令も浪浪浪  
よ方ハ付の相借あり小判同ハ内分付り又令令成申と  
浪ハ元申あり且後お借あり且令令又和ぬる事あり  
今ハ日中申通用と云ふ事有國東判の浪ハ上成る  
節の分浪の暫くなく在國ハ自申あり且昔長年中

嚴密儀極沖代と清海年報百年お入昔長の中令と  
用いらししなり

常憲院極沖代元禄八十年令浪の数量と増え令  
浪銅湯沼を去りゆせしと大判判の外に三珠令も湯  
孰も元の字の極官も令後大判令の也と先ハ珍  
石の如く元禄令令り海内ハ浪碑浪も銅湯沼と如  
敷多鳴のトと元元の字の又と海内ハ昔長令浪と係  
止せし浪ハ又元永に成申銅湯沼と多増如浪の位  
なき若り字の字の事とおとと元永の形浪と唱もも  
恐りして係極あり且後又難也多更如元の字ニリハ  
ナシ浪又とと難物以多増元の字ニリハ

用らるるれは又精根ハガ入調揚記云と云々如ハ  
唯ハ一室の字ハハオトといッ定根高ハ区判と一白根の  
色ハ一洞の傍ハ也子以後交易するに一後目徳十  
ハ又廿後根と云云の玉室ハ今根を根ハ信根ハ根ハ成  
皇國ハ勝してハ後ハ初奉言也也然レに室水ハ五  
年一 文章院極沖代ハ今根の信根ハ成と歌ハ  
セハ一五根為人云と止免言長の純令復シテ維沖言令  
部中の救悉ク減シテ息ハ改ラシムル也世ハ信根ハ  
との中者ハ先覺ハ小判小判の形と小判トて云々申減  
ハ根小判ハ後目ハ一ホハハハ根ハ純令の根ハ一後目令ハ  
信止セられと云云と純令ハ元の字令と云ハハ其ハ後

正徳二壬辰年

文廟燕記沖ハ初五根令と止メ言長令と復シ沖言令と云  
歌令ハ後ハ一ホハハハ根ハ純令ハ元の字令と云ハハ其ハ後  
首章院極沖代ハ今根の信根ハ成と歌ハ  
小判小判と云云令ハ後ハ初奉言也也然レに室水ハ五  
年一 文章院極沖代ハ今根の信根ハ成と歌ハ  
セハ一五根為人云と止免言長の純令復シテ維沖言令  
部中の救悉ク減シテ息ハ改ラシムル也世ハ信根ハ  
との中者ハ先覺ハ小判小判の形と小判トて云々申減  
ハ根小判ハ後目ハ一ホハハハ根ハ純令の根ハ一後目令ハ  
信止セられと云云と純令ハ元の字令と云ハハ其ハ後

大判と利の事

昔徳院極沖代新令と云云言保七五五五元の字令  
純令ハ後ハ一ホハハハ根ハ純令ハ元の字令と云ハハ其ハ後



カハ江ノ市中ノ海利ノ遠ニハ勿論也ト也利ハノ士  
民ノ恙ヲ乃新設舟馬年ニ返利シ止長承元土辰年精  
設レ設採根ノ由リ有ル際ニ留テ利ト宜クの備ノ年形ノ表ヲ  
以直録ハ巨換  
小判一兩 表ニ銀座ト移ス又ハ宜クを根ニ返シ返根ノ事ハ火  
小量目ノ七トカニ返利根七カノ後ニ舟田舎ニ返利  
由リ表合ト因リ也

一 切羽合根ノ巡船 人合ノ年次ニ可ク成テ天年一千一七七年  
二月陸奥ノ由リ海ニ致シ福ヲ由テ黄令ニ就ス于テ村ノ活シ  
根ニ開キ開キ黄令トノハ首ニ事ハ宜ク新地ノ事ハ  
トノありシ此ノ黄令ト首ニ事ハ處ニ感シ後ニ亦シ勅令也  
トノ應テ陸奥ニ由リ黄令ト首ニ事ハ處ニ見レ沈ル天年

千一年孝謙帝冲受神物宝を海元ナリ于村中酒ニ由リ移ル  
移ル 白鳳ノ改メ皇令ト由リ陸奥山本ノ日ノ花トナリ  
と極セ一ト一ト黄令ノ山ト妻ト花ト山ト一ト一ト代ト黄  
令ト由リ一ト一ト中ノ世ニ花ト由リ令ト花ト山ノ黄令ニ移ス  
山ト由リ花ト由リ天ノ花ト由リ山ノ由リ令ト花ト山ノ由リ由リ  
事ハ由リ一ト一ト由リ令ト由リ由リ由リ由リ由リ由リ由リ  
年一千一七七年二月對陸奥ノ黄令ト首ニ事ハ由リ由リ  
大正元年ト年号ト舟ノ由リ日ノ花トナリ也ト也ト  
聖德ノ帝ノ詔命ト由リ對馬ノ土地ト由リ令ト由リ也ト也ト  
由リ由リ由リ由リ由リ由リ由リ由リ由リ由リ由リ由リ  
天年一千一七七年二月對馬ノ土地ト由リ令ト由リ也ト也ト



南は出づるとて真とせし日也記とていつと傳はら儀の出  
 め初くさるる者ハ 如くはさるるもの 合報と云ひし  
 入也志ハ 日也記ハ 入也記年次類聚天分二年格  
 一解と後八又三候とあるハ 皇命令後傳 如くはさる  
 後と初より又此の後傳はさる者上古の儀は詳  
 後又三候一候と云ふハ 皇命令後傳の儀も何と云  
 りん今ハ此の故に云ふことし其の後傳は小重自也も此  
 一と云 後傳は南世の重後傳に候なる也 皇命令後傳の  
 事ハ詳し也 皇命令後傳

持統天皇八年春二月一日皇太后御宇 厩勅大武成  
 忌寸八黄又連如実お云く 後傳日ハ 如くはさるる  
 一

續日本紀中平年次

文武天皇三年始く後傳と云ふ直大御中 祭幣為  
 如くはさるる者ハ 如くはさるる者ハ 如くはさるる者ハ  
 皇命令後傳ハ 皇命令後傳ハ 皇命令後傳ハ  
 如くはさるる者ハ 如くはさるる者ハ 如くはさるる者ハ  
 皇命令後傳ハ 皇命令後傳ハ 皇命令後傳ハ  
 如くはさるる者ハ 如くはさるる者ハ 如くはさるる者ハ  
 皇命令後傳ハ 皇命令後傳ハ 皇命令後傳ハ  
 如くはさるる者ハ 如くはさるる者ハ 如くはさるる者ハ  
 皇命令後傳ハ 皇命令後傳ハ 皇命令後傳ハ  
 如くはさるる者ハ 如くはさるる者ハ 如くはさるる者ハ  
 皇命令後傳ハ 皇命令後傳ハ 皇命令後傳ハ  
 如くはさるる者ハ 如くはさるる者ハ 如くはさるる者ハ  
 皇命令後傳ハ 皇命令後傳ハ 皇命令後傳ハ

一 依傳國令山

大神宮津代武皇長年中ハ 始く此の法ハ 皇命令後傳ハ

費用多し休山あり今も御まゝの依り申し浪守に付  
山あり石質よし其妙申由の外南村連綿しうらなり  
一 伝長令を御せあり一 室町の以濃列國色を取地申す板令  
と御せられたまはし今も大判の如く申す諸事にあくあ  
西に粗き判ありわらぬ令をいふりわらぬを御せよき一 令を御し  
足せり系伝長より代の逐利板令を斬令を以て切て秤がけ  
てまふ精令を御下を御せよ一 といふ思ふ今の大判の如き  
氏らの逐利分あり一 因のいふいふあり一 又を以甲別或田  
伝玄判の令あり丸サき小判こそ由に指さるまゝあり指さる  
む小判あり一 あり指令より正法の新令なり又重し小判判  
らぬを小判といふ御せし丸サ申す申すといふ用也其つらに

系自七から屋小系自六から屋七も今も小判まていひ御せし  
朱申を言稀也系自小系自八の如く一 南村甲別逐利の甲令  
常は悪気極沖代松平甲別御せられたる村を小判或は判御せ  
りし事定者申すの御せたりて今も甲別一系逐利の如くも判  
を御せられたる文一 諸事あり伝言付代古甲令より八位あり  
御せられたる徳新令より伝より八位あり一 どの文令まゝと新甲令を  
今の價渡出た御余或は言渡御せられたる一 甲別の氏八甲令を  
まひま令を御し一 申甲令の所相御せし  
沖朱下頂戴甲府を御せし古甲令を今も八か通用ありに  
依り價も正法必云取持のまゝ申すといふ古甲令を今も文  
令にあらぬ代り一 示但馬より南濃浪あり古甲八位に

吾利志ありしに於今なき判のいし 精根をいひの  
場小里程ありに而も南條と稱入り古也用志ありゆは二に根  
をあらたかりしに今も通因あり一解近持ありとのありし  
一 根根のいふ根根の事也中義あり室深く其となく制し  
衰素小福なりとてと聲なきも常事なきも根根のいふま  
小村の赤石よりとて行りて掛り及人官於敷ありしと根根今  
根根のいふ根根の事也中義あり室深く其となく制し  
後醍醐帝を被元仁に之矣三年一月大因衰造ありとて  
未根玉のいふ根根の事也中義あり室深く其となく制し  
と無くと平紀土巻とてと 如根根根の始あり  
沖も代ありてハ

常憲院極元禄年中法作しぬ根根と造る今後後あり  
者一照根西司一法氏志く根根多き 吾及根根根根根根  
も氏一志の志あり根一室水の頂  
文章院極元禄年中法作しぬ根根と造る今後後あり  
海小里程ありに而も南條と稱入り古也用志ありゆは二に根  
をあらたかりしに今も通因あり一解近持ありとのありし  
一 根根のいふ根根の事也中義あり室深く其となく制し  
衰素小福なりとてと聲なきも常事なきも根根のいふま  
小村の赤石よりとて行りて掛り及人官於敷ありしと根根今  
根根のいふ根根の事也中義あり室深く其となく制し  
後醍醐帝を被元仁に之矣三年一月大因衰造ありとて  
未根玉のいふ根根の事也中義あり室深く其となく制し  
と無くと平紀土巻とてと 如根根根の始あり  
沖も代ありてハ

通用の上は虚き反故に不空の法に依りて  
の根に空保年中通用ありとて増えし門者未だ其を  
以ち及ぶと取をもし帝世利一法人の意もあきしに今海  
利を以て根の制し方并名未だ未だ古概城の  
札今書と違ひ人として今根海と法根根同又  
今根の書は帝免の帝世利を以て根の書は  
の書は準色一今前ら山に根を以て根の書は  
日中根の書はありて今前らの書は常根の書  
と云ふ根の書は法根の書は根の書は今根  
の書は根の書は根の書は根の書は根の書は  
易の書は根の書は根の書は根の書は根の書は

あき事也  
一 中身と元の時始と利一書と云ふ一書と云ふ  
付今根の書は用とて今書始と云ふ一書と云ふ  
あき事也

一 今根の書は地方集日今根の書は世  
界の書は龍の書は龍の書は龍の書は龍の書は  
以て今根の書は龍の書は龍の書は龍の書は  
同方今根の書は龍の書は龍の書は龍の書は  
龍の書は龍の書は龍の書は龍の書は龍の書は  
龍の書は龍の書は龍の書は龍の書は龍の書は  
龍の書は龍の書は龍の書は龍の書は龍の書は  
龍の書は龍の書は龍の書は龍の書は龍の書は

穿鑿者何多今設有自松不鵲卵黃白の掛目小依く  
松免たるもの今令く後人の書流らん秤をさし行ある依を  
衡より切てる物も皆十二律より起して方重衡より黄清の律  
より切る者清の鳴物より十月の調子也黄清の管の内圓く九分  
長サ九寸半内。拒來の中のものも五三の粒より出まき十二律より  
と信して平四律と一あり十二あり成行とも一律の事自純清  
源より八分より重なるも一系に息の微なりとあり南中事あり  
一珠の事重なるも一系に息の微なりとあり南中事あり  
是又純清源より黄清或帝元物も年法清源より自自清  
ありとも一珠清源より一系に息の微なりとあり南中事あり  
り一珠より一系に息の微なりとあり南中事あり

二ある九下の重なるも一系に息の微なりとあり南中事あり  
わら一珠の目方せし不同ありとあり一系に拒來も此の粒の事  
十二律より一珠の目方より重なるも一系に息の微なりとあり南中事あり  
如明の二ある九下の重なるも一系に息の微なりとあり南中事あり  
大珠の重なるも一系に息の微なりとあり南中事あり  
は也此の重なるも一系に息の微なりとあり南中事あり  
とあり十の重なるも一系に息の微なりとあり南中事あり  
目と一系と松免たるものも一系に息の微なりとあり南中事あり  
如網の重なるも一系に息の微なりとあり南中事あり  
とあり名目も皆網の重なるも一系に息の微なりとあり南中事あり  
ありと松免たるものも一系に息の微なりとあり南中事あり

そと古まじし不見由申古も後海はくふるさくと根を  
と宮のたる如由申洋令まよあのみ月古令のむ下ふ令の  
中下令のむのむの海を航大下原海支物のあふら量  
日遠一あ又むあのみ月方むの海一不見  
本朝より一海の目方むあく見月方海用あの下一海  
あかあゆあのみ海用何海より事あま一海一海のあ目  
弊もあふ事也今令まよのあふ事あふ一海一不見  
傳はああのみ海用の負あふ

一 令まよとあふと一あふ元海よりあふま長年中小判  
小判始りたる時令まよあふ海にや又海の傳へたあふ  
あふ 七朝後海始り後りのあふ海よりあふ

そとと海根はくまふあふ海根はくまふ海根はくまふ  
下たるあふ十文十文の海根はくまふと令まよ分ハ  
海をせよ又海用まよの令まよとあふ一地方海根  
集あふと一

一 令報序の始り一あふ海根はくまふ海根はくまふ  
神祖一海根はくまふ海根はくまふ海根はくまふ  
そ長年中海内海根はくまふ海根はくまふ海根はくまふ  
令と海根はくまふ海根はくまふ海根はくまふ海根はくまふ  
令とあのみ海根はくまふ海根はくまふ海根はくまふ海根はくまふ  
海根はくまふ海根はくまふ海根はくまふ海根はくまふ  
海根はくまふ海根はくまふ海根はくまふ海根はくまふ  
海根はくまふ海根はくまふ海根はくまふ海根はくまふ

判り得座ゆく改色はむき也

但るより復善法御事と十二より除けらるる復水にて

ゆり別りあま水半く又くくくくくくくくく

一 浅瀬船く事

附り初法後始く事

九二浅瀬船く事

海く事自云はは七唱あつて

史浅の世務書く事始り白女娼女の時棘帯と帯あふ  
系法内方の地不登りて怪事と云ふ事と海に潮と云ふ  
是く事浅の始り也又海流の積事始り浅の帝竟りて記  
るる白女娼女の事と時代違備事執事とてかへん事始

記系白夏代三年の供水殿の代七年早一高八磨山今を  
湯まに在ゆ今を改色と帯と帯と氏と帯とけり浅書  
事八月の大云あつて始りてさきにおく浅と帯帯と  
浅く事あり今復調也今復大判判復後おれ一潮今の浅  
と書ハ浅の文字泉の字と月ハ浅世界と周回する事水の地  
中へ湯出流りまらあつて世界中散在する事水の字と  
月ハ浅世と月ハ浅の字と書きし事今今の潮浅のみお復  
今復浅を上古にまらるる事と云ふ事一婦人の復浅とおはし  
ゆり初り勿論大判判復後おれ末代のおらと書かす事  
ゆり初り初り初り初り初り初り初り初り初り初り初り  
とて歎の皮とて初り初り初り初り初り初り初り初り初り







故古書と揚て記さるる武徳帝傳の甲元(通)字(有)不  
甲辰(有)重(有)八(有)厘(有)毛(有)武(有)德(有)帝(有)一(有)祖(有)始(有)て(有)禱(有)く(有)凡  
と(有)昔(有)年(有)と(有)自(有)揚(有)居(有)不(有)純(有)孰(有)多(有)く(有)同(有)元(有)通(有)字(有)の(有)文(有)と(有)は(有)是(有)を(有)  
以(有)て(有)其(有)後(有)は(有)多(有)く(有)未(有)だ(有)ら(有)ず(有)脊(有)不(有)洛(有)桂(有)揚(有)考(有)文(有)字(有)元(有)禱(有)  
厚(有)唐(有)傳(有)不(有)同(有)朔(有)の(有)性(有)も(有)あ(有)ら(有)ず(有)若(有)に(有)甲(有)辰(有)と(有)と(有)亦(有)と(有)を(有)  
む(有)と(有)無(有)言(有)宗(有)帝(有)乾(有)封(有)元(有)年(有)乾(有)封(有)泉(有)宮(有)と(有)洛(有)甫(有)宗(有)帝(有)乾(有)  
元(有)元(有)年(有)乾(有)元(有)帝(有)宗(有)同(有)二(有)年(有)重(有)編(有)乾(有)元(有)帝(有)大(有)曆(有)二(有)年(有)大(有)  
曆(有)元(有)宮(有)と(有)禱(有)く(有)之(有)も(有)同(有)也(有)と(有)考(有)へ(有)く(有)傳(有)と(有)考(有)へ(有)く(有)世(有)は(有)凡(有)く(有)同(有)  
元(有)禱(有)と(有)ら(有)ず(有)す(有)唐(有)の(有)典(有)曰(有)皇(有)朝(有)武(有)德(有)中(有)庚(有)申(有)除(有)去(有)陰(有)陽(有)刑(有)通(有)  
元(有)宮(有)と(有)ら(有)ず(有)唐(有)言(有)に(有)同(有)元(有)元(有)宮(有)と(有)ら(有)ず(有)其(有)後(有)方(有)は(有)凡(有)く(有)同(有)也(有)  
し(有)も(有)并(有)元(有)通(有)宮(有)と(有)法(有)と(有)し(有)由(有)祝(有)と(有)武(有)德(有)錫(有)同(有)し(有)同(有)元(有)通(有)宮(有)と(有)純

唐(有)書(有)要(有)を(有)禱(有)く(有)之(有)宮(有)と(有)利(有)と(有)同(有)元(有)の(有)始(有)と(有)考(有)へ(有)く(有)世(有)も(有)同(有)元(有)禱(有)  
と(有)之(有)唐(有)の(有)同(有)元(有)元(有)宮(有)と(有)考(有)へ(有)く(有)方(有)下(有)の(有)凡(有)く(有)同(有)元(有)禱(有)と(有)考(有)へ(有)く(有)世(有)は(有)凡(有)く(有)同(有)元(有)禱(有)  
此(有)と(有)考(有)へ(有)く(有)宗(有)初(有)の(有)年(有)も(有)同(有)元(有)と(有)考(有)へ(有)く(有)世(有)は(有)凡(有)く(有)同(有)元(有)禱(有)  
の(有)代(有)初(有)て(有)禱(有)く(有)之(有)宮(有)と(有)利(有)と(有)同(有)元(有)の(有)始(有)と(有)考(有)へ(有)く(有)世(有)も(有)同(有)元(有)禱(有)  
小(有)の(有)凡(有)く(有)同(有)元(有)禱(有)と(有)考(有)へ(有)く(有)世(有)は(有)凡(有)く(有)同(有)元(有)禱(有)  
之(有)同(有)元(有)禱(有)の(有)世(有)も(有)同(有)元(有)禱(有)と(有)考(有)へ(有)く(有)世(有)は(有)凡(有)く(有)同(有)元(有)禱(有)  
第(有)五(有)代(有)同(有)元(有)禱(有)の(有)世(有)も(有)同(有)元(有)禱(有)と(有)考(有)へ(有)く(有)世(有)は(有)凡(有)く(有)同(有)元(有)禱(有)  
大(有)の(有)凡(有)く(有)同(有)元(有)禱(有)と(有)考(有)へ(有)く(有)世(有)は(有)凡(有)く(有)同(有)元(有)禱(有)  
宗(有)朝(有)必(有)前(有)の(有)禱(有)の(有)凡(有)く(有)同(有)元(有)禱(有)と(有)考(有)へ(有)く(有)世(有)は(有)凡(有)く(有)同(有)元(有)禱(有)  
其(有)も(有)同(有)元(有)禱(有)と(有)考(有)へ(有)く(有)世(有)は(有)凡(有)く(有)同(有)元(有)禱(有)  
一(有)後(有)漢(有)の(有)古(有)禱(有)と(有)考(有)へ(有)く(有)世(有)は(有)凡(有)く(有)同(有)元(有)禱(有)

携り人の長きと保極程快佳と近世車石純と浅神海  
出く朽せとてあふ家り言ふ古浅い言ふと物也用の量  
まの定賃といふ古後二も昔年余もして今程なせり始の量  
申あむと申早年余も及の和後と智同極い申半年余もあれ  
と申今に朽せとてあふ家り言ふ今程なせり始の量  
と申上古の取らなせり今程なせり始の量  
一 如朝海後始の始の 今早代君代官の白鳳土系末年  
四月海後と信く洞海と列ゆ日本後海後と列く日本北  
と云々海後と造り事ハ不見とも事とも白鳳二年對す  
白後初と申り村後海と説くことと上古大判小判一と  
あつた古あつた白後と列く今程なせり始の量とて價と定

めららある一平一代 持統天皇八年甲午春正月百真  
廣肆大宅朝臣磨勤大貳基と守ハ高黄文連本家と云々  
海後司と相とて海後と列く事ハ不見とも事とも白鳳二年對す  
顯宗天皇二年癸卯一斛と海後又一代と曰く此と申す海後  
司とて海後と列く 其上天皇の御事といふ我朝と始り白後  
申すハ顯宗の頃の海後中并り海後と列く事ハ不見とも事とも白鳳二年對す  
二代文武天皇二十三年 海後司とて事ハ不見とも事とも白鳳二年對す  
美暦とて海後と列く長友とて海後と列く事ハ不見とも事とも白鳳二年對す  
持統天皇元年甲午武承天元年癸卯和洞と説く是日本に  
洞とて始り事ハ不見とも事とも白鳳二年對す 洞とて始り事ハ不見とも事とも白鳳二年對す

同年七月を以て令して洞液と爲せしむるは和洞國及び和

と爲し分ちて洞液と爲ししむるは切洞洞液と爲ししむるは

あつと洞液と爲ししむるは女洞洞液と爲ししむるは天武の洞

止く洞液と爲ししむるは女洞洞液と爲ししむるは天武の洞

白中あつと洞液と爲ししむるは女洞洞液と爲ししむるは天武の洞

和洞洞液と爲ししむるは天武の洞の洞液と爲ししむるは女洞洞液

石見性吉の洞液と爲ししむるは女洞洞液と爲ししむるは天武の洞

と爲ししむるは和洞洞液と爲ししむるは女洞洞液と爲ししむるは天武の洞

右京中毒の洞液と爲ししむるは女洞洞液と爲ししむるは天武の洞

右京中毒の洞液と爲ししむるは女洞洞液と爲ししむるは天武の洞

嵯峨天皇弘仁二年 鑄之九百三十九年 美和昌宝 仁明天皇美和二年 鑄之九百三十九年 長年太宝 同御宇在祥元年 鑄之九百三十九年 貞觀永宝 同御宇貞觀三年 鑄之九百三十九年 寬平太宝 同御宇寬平三年 鑄之九百三十九年

鏡益神宝 清和天皇貞觀元年 鑄之九百三十九年 貞觀永宝 同御宇貞觀三年 鑄之九百三十九年 寬平太宝 同御宇寬平三年 鑄之九百三十九年

宇多天皇寬平二年 鑄之九百三十九年 右京中毒の洞液と爲ししむるは女洞洞液と爲ししむるは天武の洞

とも以て十二子の洞液と爲ししむるは女洞洞液と爲ししむるは天武の洞

唐宋の洞液と爲ししむるは女洞洞液と爲ししむるは天武の洞

て和洞洞液の洞液と爲ししむるは女洞洞液と爲ししむるは天武の洞

長年永宝天平末宝の洞液 孝謙帝廢帝の洞液 寶定天

平宝字の洞液と爲ししむるは女洞洞液と爲ししむるは天武の洞

村上帝天德年中洞液と爲ししむるは女洞洞液と爲ししむるは天武の洞

之洞の多し洞液の洞液と爲ししむるは女洞洞液と爲ししむるは天武の洞

交易して西州と唐洞洞液と爲ししむるは女洞洞液と爲ししむるは天武の洞



洞佛より本像より利を著るにあらずと云ふ世の宗  
影お唐令と似像して元お貴一なり海に傳のまじ  
く神と誤り傳て著く難か一人百に格年方て海國に  
多し信傳君の切し中執りたる人がかりの也似と  
衣生海方の品なり事因て之のかりし法分助あり  
一なり人の事言をぬり似てし中再し此の  
武宗令昌元年佛像を破して海に流世界に用し流  
のありありし事也

常高院振沖代元禄の末室水懸る事あり新法條  
りし山ゆきをり新法條に事英なり洞新法と更法に  
元永新法より事ありて位ありし元永室の海に事あり

奈恒一入元永室を記し又元永室なり新法條と  
りし系傳を事あり元永室通室家元永室用し青平院十文  
きなり又海に流し事ありし士氏に事ありし  
元永室令せし事ありし氏に事ありし通室ありし事あり  
文章院振沖代元永室と唐せし事あり  
青文章院振沖代元永室に事ありし事ありし事ありし  
元永室元永室に事ありし事ありし事ありし事ありし  
の事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし  
青文章院振沖代元永室に事ありし事ありし事ありし  
事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし  
事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし







一 日中後之経後として大正後を以て後漢の漢會傳頭有漢福并  
 後漢に一應九抄を以て経後行へ今通く經とある  
 孰も之代後とや通用漢にありはるるなり漢語に於て  
 後とる物もや千許ありは漢語の中古平漢十五万あり  
 堀入るるなり況あまは心はに況なりは漢平漢支  
 ありとるなりは漢語を以て漢ありとるなり  
 天子將軍に石乃若洋竊漢に據るるなりは漢中皇國  
 多し如新し中古なりとるなりは漢ありとるなり  
 世の漢にありは漢の百あり又天子に漢ありとるなりは漢を  
 密に據て永樂後漢の文ありは漢制の嚴なりは漢  
 永樂ありは漢ありとるなり

一 明朝永樂後漢國東に引る多き漢中古治乱記自應永  
 十年分二百未刻の古風記の事社氏公志に漢制を以て之を  
 己の事とす漢風録にあり其有中刻の唐制一被お列の漢語に  
 漢とるなりは漢會の官領記にありは漢語にありは漢ありとる  
 東漢ありは漢會の官領記にありは漢語にありは漢ありとる  
 ありとるなりは漢會の官領記にありは漢語にありは漢ありとる  
 物點の漢ありは漢會の官領記にありは漢語にありは漢ありとる  
 使とるなりは漢會の官領記にありは漢語にありは漢ありとる  
 漢にありは漢會の官領記にありは漢語にありは漢ありとる  
 の漢會の官領記にありは漢語にありは漢ありとる  
 ありとるなりは漢會の官領記にありは漢語にありは漢ありとる



も若者の差別のく一残の返用也右の記の「永樂後令  
國をく多く余はくをく」

但右の永十年月百唐後徳宗永樂後教をく中務  
本りし事ゆふ海誌をく出ふお里人漢しくハ代友  
少る山李進著くハ四國新説も目録有る徳宗永樂後  
明の二世成宗皇帝永樂九年庚申年庚

如物百一代 後松尾徳永十八年庚申年庚  
御ハ徳永十年庚申也徳に徳永十年永樂後見徳也  
皇仍新永年南村ハ海しつりハ永年曆不全ふ富  
一若徳永十年八月二十日と四代十年と書徳しつり  
徳永十年ハ返り録一

一 九と後の教は倭漢事始後九括びと市文しよる事

如胡古手抄本ハ一中毒ハ年代ハ徳ハ後の日と括び百後と  
すもりり我國もも皇仍將軍ハ代天皇ハ後徳皇の  
黄順上杉憲政の教ハ長尾言玄制と立ハ始り長尾  
曰徳ハ入町人遊教とて中不居子ハ代の物としつ徳ハ  
一徳ハハ百括び世中者ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ  
世も國道者事長尾の徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ  
後とまハ徳の教ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ  
ふハと百一ハ百ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ  
も上括び徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ  
可ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ徳ハ

の爲に信一もよふ成目板よりよき其國に先有徳也元世信  
一は信一もよふ成目板よりよき其國に先有徳也元世信  
一は信一もよふ成目板よりよき其國に先有徳也元世信  
一は信一もよふ成目板よりよき其國に先有徳也元世信  
一は信一もよふ成目板よりよき其國に先有徳也元世信  
一は信一もよふ成目板よりよき其國に先有徳也元世信  
一は信一もよふ成目板よりよき其國に先有徳也元世信  
一は信一もよふ成目板よりよき其國に先有徳也元世信  
一は信一もよふ成目板よりよき其國に先有徳也元世信  
一は信一もよふ成目板よりよき其國に先有徳也元世信

除き九平六文を以て百文の勘定に通用すといふ説あり今素九  
平六文用通用たるを以て其説に流しにまじや又揚潁勘定  
百文の出入は安かんの爲九平六文を以て百文と爲るを以て小  
高山氏の爲水信より始りたりといふ事此説書にあり是れ  
世系の由也地方産物集も時代は百文の説を以て百文  
とす六平六文に別付行も揚潁の出入は九平六文とす別は百文也  
通用自由ありといふ九平六文又玉地の勘定に八割の道徳也  
の備にたりと揚潁の出入は九平六文とすといふ事元  
祝書にありて千石揚潁石洋等と論まらるる事此の爲九平六  
文は万石下ありん中弄の梁の武帝の付破屋の事の方、穢  
公積文を以て百文とす此説書にありん事此の爲九平六文と











ことを永くしむるにして厘毛と謂ふも亦るなりといふ  
 史の記述あり水法記集に云くわが國東のみ水を用  
 謂ふより西京彼土に云く東に水を用ふるを  
 西京も亦るに海内都る水といふ用ふるを東に用ふるに水法  
 西京のありし事一歴代あり

一 度量衡之事

計り

斗 椀之法に事

杓 座秤なるもの

結布 丈尺始りもの

一 度量衡ハ元十二律よりおろす十二律ハ黄帝の村伶倫より

懈怠の行を戒り管と一して始む度量衡之事ハ遠漢に古  
 耆智の云く大古はかく詳かに魏晉の以後を定規とす  
 望来は元度量衡者と著るあり又是南を代り音律の  
 道も亦一その政医業の事と云く漢律京の用事の事  
 者多し法言と一接して五法と外一拙も椀斗と著る  
 此精澁の世ははるき又測寸の事と稱う今世の用ゆる  
 杓と也と云ふなり

一 度ハ丈尺にや黄帝の律より起て古漢の古長サ九寸五十分寸  
 今の世は古の權法中或物一乘の度サを十分寸とす  
 一十寸と云ふは十尺と云ふと同一分寸尺丈ハ寸と云ふは  
 今黄帝の筭を寸ありとの中一尺の寸尺を以て今今









ワ

吉金料

但決銀法ナシ

横寸五分  
深寸五分

吉金料

但右同シ

横寸五分  
深寸五分

吉金料

但決銀法ナシ

横寸五分  
深寸五分

吉金料

但右同シ

横寸五分  
深寸五分

吉金料

但右同シ

横寸五分  
深寸五分

吉金料

但右同シ

横寸五分  
深寸五分

一 斗檜と吉金料より吉金料と一匁の裏尾を焼く有銀法と  
斗檜の裏尾より吉金料と一匁の裏尾を焼く有銀法と  
一匁の裏尾を焼く有銀法と一匁の裏尾を焼く有銀法と

一 一匁の裏尾の法は斗檜の裏尾より吉金料と一匁の裏尾を焼く有銀法と  
斗檜の裏尾より吉金料と一匁の裏尾を焼く有銀法と一匁の裏尾を焼く有銀法と  
一匁の裏尾を焼く有銀法と一匁の裏尾を焼く有銀法と一匁の裏尾を焼く有銀法と

十海月ありハ一海月と云ふを云ふは其の遠く忽ち激るやと云ふ事  
 之を云ふ事ありと云ふ事としてハ平海ハ一海月十の五斤ハ  
 百斤指目たりと云ふ事十海月と云ふは指目と云ふ事としての  
 一海月の四方動定なる今平海と云ふ事ハ一海月指目ハ  
 一海月の平海と云ふ事ハ其の遠く忽ち激るやと云ふ事  
 ありと云ふ事として又其の指目の中も海と云ふ事ハ  
 尚海と云ふ事ハ其の遠く忽ち激るやと云ふ事として一海月  
 指目ハ其の遠く忽ち激るやと云ふ事として一海月指目ハ  
 其の遠く忽ち激るやと云ふ事として一海月指目ハ其の遠く  
 忽ち激るやと云ふ事として一海月指目ハ其の遠く忽ち激る  
 多日と云ふ事ハ其の遠く忽ち激るやと云ふ事として一海月  
 指目の四方動定なる今平海と云ふ事ハ一海月指目ハ其の遠く  
 忽ち激るやと云ふ事として一海月指目ハ其の遠く忽ち激る

昔漢食貨志と云ふ事として一海月指目ハ其の遠く忽ち激る  
 海の尺市自出と云ふ事として一海月指目ハ其の遠く忽ち激る  
 少遠行ハ周漢以来の度量衡今 明朝の尺杆秤の始なり  
 として柱秤の始なりと云ふ事

- 周漢一尺 今曲尺八寸三分三厘三毫三絲余、何々
- 魏晉一尺 同寸七分八厘四分九絲余、何々
- 東晉一尺 同八寸八分四厘九毫九絲余、何々
- 隋唐宋元 今曲尺四尺四寸也
- 明營造元尺 今曲尺四尺四寸也
- 明量地尺 今曲尺四尺四寸也
- 明裁衣尺 同三尺八寸四分三厘三毫

但或書之代尺伐之、其の代ハ秬黍一粒の横度





其後若くは量目と事...の...  
として...  
す...  
して...  
公...  
又...  
日...  
と...  
於...  
但...  
一...  
切...  
一...  
元...  
一...

公...  
又...  
日...  
と...  
於...  
但...  
一...  
切...  
一...  
元...  
一...

但令...  
一...  
切...  
一...  
元...  
一...

一 林所秤所...  
大...  
を...  
と...  
年...  
秤...  
と...  
先...  
等...  
林...  
一...  
一...  
一...  
一...

一 林所秤所...  
大...  
を...  
と...  
年...  
秤...  
と...  
先...  
等...  
林...  
一...  
一...  
一...  
一...

小丈より近き丈田に下りてと云先うり目地にてとて又  
 有章院極沖代寛文六年絹本物の丈布の尺に對し  
 小丈より下りてと云余本物申合せてハ此の丈布を  
 時分指し元和寛永の頃より有る絹本一物也是れ小丈  
 と云丈尺の定むべき事とも絹布の尺より丈尺匡てありとも  
 是れ別々減出る紙布也ハ小丈之尺入りて其外四合ハ少減  
 物丈の程も有り有る也

一 社倉之事

附 常平倉之事

義倉之事

助御穀之事

社跡米之事

老幼杖持之事

一 社倉の宋の孝宗帝乾道年中朱文公崇安縣に治して一  
 凶年方々氏大に依り朱長郡之粟粟小と云石と云  
 出て縣中の凶凶に救ひ給へり是年豊年ありては民も儲け  
 用て右の倉を志し郡と云はる中一社田地は毎  
 年倉倉作して儲け夏と秋と米穀五石の計給ふ秋を成り稻  
 の熟する時分の息と云ふは倉倉免凶年六返し之九拾  
 石半より元秋六拾と官府に一見米の積り二千百石  
 ありと息粟ありに貧民は救へり一區地の計石と云ふ一  
 と積り倉倉免依り縣中凶年の患あり是れを云ふてその

後世社会の法と通く其の小約き一とあり

但社会の仕取米子社会法を委く有り

一 漢の宣帝の时嘉昌より常平米を創り其年米穀多き时ハ穀の價低くして是と賣出す民及みかく又凶年ハ一食穀を制價高くして買求食をりに便す一是と田民高穀を賣しては價を高く民の患殊不憚なりとを救ふた免をく小倉を造り穀の價低き时ハ價を高くして民の穀をより買ひ倉を造り穀の價高き時ハ價を減して賣出す民は免をく一此を清くせば是の富家の一賣りも亦能く出さる穀の價平準しては結成り其後之言ハかく其の田民言をいふ事一は是と平倉と号けく

天下に於て官庫の法ハ自藏米也穀の價平準しては民の潤をいふ由然の利ハ米減の由倉方民の救也一其言ハ否也又宋の陸氏曰米長社会と云は民の利也其言ハ米長を年あふ利也一其言ハ是も凶年ハ社会の米穀一倍をこしては平倉あり一穀めれば穀減米年級を事なす一仰倉三つ三つは社会一は平糶倉と号けく常平の法のみをいふは穀を買ひ賣出ハ凶年糶米して社会は米付米を以て其長世民を救ふ利あり也一其言ハ否也又宋の陸氏曰米長社会と云は民の利也其言ハ米長を年あふ利也一其言ハ是も凶年ハ社会の米穀一倍をこしては平倉あり一穀めれば穀減米年級を事なす一仰倉三つ三つは社会一は平糶倉と号けく常平の法のみをいふは穀を買ひ賣出ハ凶年糶米して社会は米付米を以て其長世民を救ふ利あり也一其言ハ否也

穀の價高き時ハ町人の利也其言ハ否也其言ハ是も凶年ハ社会の米穀一倍をこしては平倉あり一穀めれば穀減米年級を事なす一仰倉三つ三つは社会一は平糶倉と号けく常平の法のみをいふは穀を買ひ賣出ハ凶年糶米して社会は米付米を以て其長世民を救ふ利あり也一其言ハ否也



彼右様を以て償い申合程成事と仰せり利益未紙  
ら成る事越へて申梅安敷と云連綿せらるる所は代官  
交代成るに依りて申也其年迄申利信令々  
の如く令らるる所は代官申又言保年中連綿  
並和郡代仕の所迄申也其年迄申利信令々  
申を以て申後同所は代官申其年迄申利信令々  
の如く申也言後同所は代官申其年迄申利信令々  
償は右様の敷に依りて租税の程成り申也とも  
限は代官申也今申未申も雜敷に申也其年迄申  
申を以て申後同所は代官申其年迄申利信令々  
念と償く助かり言保の所利信令々申也其年迄申

あり申也其年迄申利信令々申也其年迄申利信令々  
患難を一言の可多下と仰せ申也其年迄申利信令々  
社会義倉の如く申也其年迄申利信令々申也其年迄申利信令々  
地はのち成り多し其年迄申利信令々申也其年迄申利信令々  
其年迄申利信令々申也其年迄申利信令々申也其年迄申利信令々

一  
社跡未と云ふ此後申也其年迄申利信令々申也其年迄申利信令々  
ち此と田畑開墾して村成り申也其年迄申利信令々申也其年迄申利信令々  
の年首と云ふ社跡未と名付申也其年迄申利信令々申也其年迄申利信令々  
公儀の如く一願内のみ自申して行申也其年迄申利信令々申也其年迄申利信令々  
勿論社跡の如く申也其年迄申利信令々申也其年迄申利信令々申也其年迄申利信令々  
言らば其年迄申利信令々申也其年迄申利信令々申也其年迄申利信令々申也其年迄申利信令々



一分限杖持し事

母、杖持未成合才始し事

沖代及并糸代出得杖持諸入用定し事

沖代及陣堅引紙入用定法之事

沖杖持方割

七拾俵、九拾俵と

少人持持

百俵、百拾俵と

七人持持

百拾俵、百拾俵と

拾人持持

百拾俵、百拾俵と

拾人持持

二百石

拾人持持

是より以上百石身立人持持増

八百石

八拾人持持

九百石

九拾人持持

是より以上百石身立人持持之儀

二千石

四拾人持持

三千百石

四拾人持持

是より以上百石身立人持持之儀

二千五百石

五拾人持持

四五百石

六拾人持持

七百石

七拾人持持

一千石

百拾人持持

是より以上百石身立人持持之儀

右へ通 張清杖持方

沖上洛津河外津浦の事多し  
以下国成り一信守之  
里内八割信守名以上六国成り  
増車取扱伏見長徳寺  
増津河内津浦八分石以上

今寺人持持一信守之  
伊豆守信綱君執持  
秀吉之代  
又軍中

一 今村地城

津法念貞持持  
取外前

一 津代官

国石城時  
右別増

日入津

一 寛代寺

一 津代官

但筆ハ  
日数并津河外



一 兼代寺人舟三人持持

一 書得寺人舟一人持持

一 足押寺人舟一人持持

但別留寺人舟一人持持方月

一 城川宿古松使出兼代寺人書得寺人一人役言子酒者一人

敷右連寺人舟一人持持兼代寺人舟一人持持

寺指依月別寺人舟一人持持兼代寺人舟一人持持

寺外も大津用寺人舟一人持持兼代寺人舟一人持持

兼代寺人舟一人持持兼代寺人舟一人持持

兼代寺人舟一人持持

兼代寺人舟一人持持

兼代寺人舟一人持持

寺指依月別寺人舟一人持持

足押寺人舟一人持持

寺指依月別寺人舟一人持持

一 津代宿津用寺人舟一人持持

津代宿津用寺人舟一人持持

津代宿津用寺人舟一人持持

津代宿津用寺人舟一人持持

津代宿津用寺人舟一人持持

津代宿津用寺人舟一人持持

津代宿津用寺人舟一人持持

一 大津宿津用寺人舟一人持持

大津宿津用寺人舟一人持持

大津宿津用寺人舟一人持持

とらむは徳家の信細に依り一日或敷書と云事一徳家と云事  
と沙師定吟味ら目敷書極る事也

一 沖波陣公に誠をい陣を清用ら山府より中入用  
道中世に目敷清波をい浪持持ら人敷定也

一 白代き人

一 書取き人

一 侍 二人

一 足持 一人

一 中弓 一人

一 陰尺 一人

布敷及布巾袋等

一 如馬 白走

一 沖用長持人 二人

一 白代き人 一人

一 書取き人 一人

右通人等皆儀式所外也

一 陣を引誠言は代敷書取陣手白代書取引候誠人敷取候  
道中入用及諸人用白巾の如く引候は白用白巾を白新紙  
に代り候付又中坊市末より引候場前におかし時ハ巾白南  
下末候御侍也 候付事也

但し誠言場前候は事あり事一は上方園東本  
白村に候る月と法用事法方とも法方とも月一は下

多々子園其ともや付門園たの月が先年二月月多  
法方利元高し海にわしと家中小西海に口月ふ  
りし勿論不負是れら沖波の勢は未だあり也  
右邊千石下付村川園也分り也法方高  
前海上の方園東付村東付たの月も満月高し  
改元元年の沖波西の方熱あり

一 糸代川用方強行し市八投持方外川用之方右准む海所外  
川用とあるは雇出とあるは山とあるは二日留海百三拾石入り  
日別とあるは川減未ありは川減管未川用之又川用先不宛脚  
とあるは川用して石付川用者市八を里浅由拾石一積り賃  
減り來也

一 糸代川用方強行し市八投持方本溪管至浅橋橋外  
人馬賃減り何程も川用千石とあるは法方川用之内に右動も格  
見川用とあるは多量あり物令宿あり定式法方川用とあるは川用也  
也

地方列録跋

右列録第一章経済稼穡の道を以て先づ由地を極め  
焉と集るる書記して其の旨を以て先づ記す

大命筆とす

経済の巨久致文學の殊くは更書籍を以て今年寅仲

秋より一冊上巻刊成して 大賢の由りて目録あり

兼下九上巻刊成して今巻より一冊に布す夏の頃より

小長病の床小即今使を以て病後より一古稀小

向らむ命の長より一冊刊成して其の旨を以て目録あり

とす如し上巻刊成して未若述を以て其の旨を以て目録あり

この一冊より一冊刊成して其の旨を以て目録あり

今巻刊成して其の旨を以て目録あり

いそぎ其旨を以て目録あり

小長病の床小即今使を以て病後より一古稀小

向らむ命の長より一冊刊成して其の旨を以て目録あり

とす如し上巻刊成して未若述を以て其の旨を以て目録あり

この一冊より一冊刊成して其の旨を以て目録あり

大命の旨を以て目録あり

今巻刊成して其の旨を以て目録あり

依りて甲寅黄種書を以て目録あり

記し 臣大石久致遺想と置置一而已

11

Faint, illegible handwriting, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

12

